

資格制限・指名停止措置状況一覧

(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期 間	理 由
4	(資格制限) 有郡工務店 (赤穂郡上郡町)	令和2年8月20日から 令和5年8月19日まで (3年)	当該業者の元社長が、兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所光都土地改良センター発注の大南池地区ため池改修(その2)工事を巡り、公契約関係競売等妨害罪で起訴されたため。 (入札参加資格制限基準(2)イ(ア)適用)
3	有郡工務店 (赤穂郡上郡町)	令和2年7月17日から 令和4年1月16日まで (18か月)	当該業者の社長が、兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所光都土地改良センター発注の大南池地区ため池改修(その2)工事を巡り、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準別表第2の3(1)適用)
2	港振興業(株) (大阪府大阪市)	令和2年4月22日から 令和2年10月21日まで (6か月)	当該業者の元代表取締役が脱税の容疑で起訴されたため。 (指名停止基準別表第2の7(3)適用)
1	(指名停止解除) 令和元年度No. 37 株松田組	令和2年4月22日解除	当該業者及び同業者の社員が、港則法(昭和23年法律第174号)違反の容疑で書類送検された件について、公訴を提起しない処分がなされたため。 (指名停止基準第3条第5項適用)